

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～ 令和10年3月31日まで

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和7年7月～ 全職員に対し、育休対象者となる子どもの有無等状況を把握
- 令和7年7月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業
給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

目標2：令和10年3月までに、前年度中に年10日以上有給休暇を付与された、
有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平
均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和7年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年10月～ 院内検討委員会での検討開始
- 令和8年4月～ 計画的な取得に向けた研修の実施
- 令和8年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによ
る取得促進のための取組の開始

令和7年6月1日
久保田整形外科クリニック
院長 久保田剛